

(仮称)市民公益活動支援センター整備に関する提言

(仮称)市民公益活動支援センター検討委員会

平成18年12月

目次

1．はじめに	2
2．センターの基本的項目について	3
(1) センターの設置目的	
(2) センターの基本的な役割	
(3) センターの利用対象	
3．センターの名称について	4
4．センターのハード面（施設の設備など）について	5
5．センターのソフト面（機能や事業内容）について	7
6．センターの管理運営について	9
(1) 開館時間・休館日	
(2) 運営体制	

資料

1．市民公益活動の拠点に関するアンケート結果について	11
2．センター検討に至るまでの経過	14
3．検討委員会での検討の経過	15
4．検討委員会の概要	16
5．検討委員会名簿	16

1. はじめに

はるか悠久の昔、この地に人々が集落を形成してから、大きな歴史の流れに翻弄されながらも、人々の暮らしは途切れることはありませんでした。それは誰か個人の力に依るものではなく、人々の支え合いに依るものであったことは間違いありません。

ところが、ここ数十年の間に、のどかな村から大阪都市圏のベッドタウンとして今や12万人都市へと成長した結果、人口の半数以上が新しく転入した人々によって構成されるようになり、人々の支え合いのあり方も変わってきました。このような状況に対応していくためには、これまでの行政による公共サービスを問い直し、新たな市民互助のしくみを構築していく必要があります。これからは、経験と実績だけを問うのではなく、新しい発想と企画、行動力が求められてきているといえるでしょう。

また、最近の社会情勢をみると、我々を取り巻く地球規模での環境問題や少子高齢化社会の到来、さらには高度情報化、国際化などによって、地域や社会の課題がより複雑で多様なものとなっています。このような状況に対応するためには、市民一人ひとりの主体的な関わりとともに、皆が出来ることを重ね合わせて課題に取り組んでいく新しい社会システムの構築が求められています。

このような中、新たな地域や社会の課題に対して、自発的で営利を目的としない活動によって解決しようとする市民公益活動が活発になっていることから、これら活動が地域や社会を支える大きな「チカラ」となっていくことが期待されています。

このような状況のもと、平成18年4月にスタートした「河内長野市第4次総合計画」は、「自律的なまちづくりを協働して行う」ことを謳っており、それをより具体化した「河内長野市市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」が同年7月に策定されました。ここでは、「市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、それらを総合的に進める拠点を整備する必要がある」と提言しています。この拠点整備の具体的な検討を行うために、「(仮称)市民公益活動支援センター検討委員会」が発足しました。

本検討委員会は、行政主導とならないよう、すべて公募市民で構成されるとともに、市民自身によるワークショップ形式での会議運営や市内の市民公益活動団体へアンケート調査を行うなど、市民参加の手法を取り入れ、市民主体による検討を幅広く行ってきました。

また、他市の事例や既存施設の利用状況も参考にしながら、「どのようにすればより幅広い市民公益活動の支援センターとなりうるか」という検討を重ね(延べ11回)、この度の提言書をまとめるに至りました。

今後、市がセンターの整備を進めるにあたっては、この提言書が本検討委員会の熱心な議論の成果であることを十分踏まえ、この提言内容を必ず活かして頂けるものと確信しております。また、市民や市民公益活動団体においても、センターを利用する側としての立場だけではなく、自らが役割と責任を持って主体的に参加することが求められます。そして、このセンターを新たな出発点として、皆の知恵と工夫を積み重ねることで、より良き市民生活の促進につながっていくよう心から念じています。

2 . センターの基本的項目について

(1) センターの設置目的

市民公益活動を支援し活性化を図るとともに、協働を促進し、公益の増進に寄与するため。

(2) センターの基本的な役割

- ・市民公益活動の活性化
- ・ネットワークづくりの促進
- ・協働の促進（仲介機関としての役割）

既存施設との関係について

河内長野市内には、様々な設置目的を持つ公共施設があります。地域の拠点も含め、各施設との情報を共有し連携を図りながら、分野を超えた取り組みを通して、本センターの設置目的である市民公益活動の支援や協働促進を総合的に行っていくことが求められています。

- ・例えば、立地的に近い市民交流センター（キックス）は生涯学習の振興を図る拠点となっており、本センターの設置目的との役割分担をしつつ連携を図ることで、より効果的な取り組みを行っていくことができます。
- ・また、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターについても、地域課題（福祉課題）の解決に取り組むボランティア活動の支援を行う拠点となっており、これらの取り組みと連携を図っていく必要があります。

(3) センターの利用対象

市民公益活動を行っている、またはこれから行おうとする個人や団体（登録が必要な場合があります）。

- ・市民公益活動とは、市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動を指します。
- ・また、市民公益活動についての判断は「その活動の担い手の性質よりも、活動の目的や内容について、公益性などの観点から総合的に行うことが望まれる」としていることから、「どのような組織なのか」というのではなく、「どのような活動なのか」という視点で個別の判断を行い支援していく必要があります。
- ・ただし、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。

3. センターの名称について

「河内長野市立市民公益活動支援センター」

- ・このセンターをより広く周知していくために、公募による愛称募集を行う必要があると考えます。

4 . センターのハード面（施設の設備など）について

センターの機能を効果的に発揮するため、以下のようなスペース・設備が必要です。

情報スペース

市民公益活動や協働に関する様々な情報を収集・提供するためのスペース。

- ・インターネット接続のパソコンや参考図書から情報を収集することが可能となります。
- ・掲示板やパンフレットラックなどを利用して、各団体やグループ化したい個人が情報を発信することができます。
- ・パソコンの持ち込みを可能とし、インターネットやプリンタと接続可能な無線LANの環境が必要です。

<対象> 一般

<費用> 無料（プリンタの使用など、実費が必要な場合があります）

交流スペース

利用者同士が自由に交流を行うスペース。

- ・テーブル・椅子を設置し、交流や、資料の閲覧などに利用できます。
- ・利用者同士が自然に会話をできるような雰囲気を作ることで、新しいネットワークが生まれることが期待できます。
- ・特定の人が占有し続けられないよう時間制限（空いていれば延長可能）を設ける必要があります。

<対象> 一般

<費用> 無料

ワークスペース

団体のチラシや資料などを作成するためのスペース。

- ・印刷機、紙折り機、丁合機などの機器の設置が必要です。
- ・作業を行うためのスペースが必要です。
- ・遮音性などの観点から、間仕切りで区切る必要があると考えます。
- ・ポスターなどが作成できるよう大きいサイズ（A1 サイズ程度）のプリンタが必要です。
- ・視覚障害者や聴覚障害者のため、録画・録音機器が必要です。

<対象> 登録団体及び登録個人

<費用> 実費負担が必要

ミーティングスペース

急な打ち合わせ、簡単なミーティングなどに利用できるオープンスペース。

- ・交流会など多目的に利用できるよう、大きなスペースを確保する必要があります。
- ・机や椅子の配置を自由に変更できるような配慮が必要です。

- ・打ち合わせに集中できるよう、簡易な衝立が必要です。
 - ・プロジェクターやスクリーンの設置など、多様な使い方が出来るような備品が必要です。
 - ・特定の団体が占有し続けられないよう時間制限（空いていれば延長可能）を設ける必要があります。
- <対象> 登録団体
- <費用> 無料（プロジェクターの使用など、実費が必要な場合があります）

相談スペース

市民公益活動や協働に関して相談を行うスペース。

- <対象> 一般（相談の必要な方）
- <費用> 無料

貸事務所（デスク貸し）スペース

簡単な事務所として利用できるスペース。

- ・机、椅子などとそれに必要なスペースを貸し出します。
 - ・パソコンや電話回線などが引けるよう配慮が必要です。
 - ・団体の立ち上げ支援（ステップアップしたい団体含む）のためのスペースであることから、恒久的に利用しないよう利用期限を設ける必要があります。
- <対象> 登録団体（希望する団体）
- <費用> 有料

湯沸スペース

誰もが譲り合って利用できる湯沸スペース。

- ・ポットや湯のみなど、必要最小限の備品が必要です。
- <対象> 一般
- <費用> 無料

その他

貸しロッカー

各団体の書類やワークスペースで利用する紙などを保管するために必要です。

- <対象> 登録団体（希望する団体）
- <費用> 有料

メールボックス

団体間の情報交換や交流を促進するために必要です。

簡易なトレタイプと私書箱機能を持つポストタイプの2種類が必要です。

- <対象> 登録団体（希望する団体）
- <費用> トレータイプ：無料、ポストタイプ：有料

5 . センターのソフト面（機能や事業内容）について

センター設置の目的から、以下のような機能が必要です。

情報の収集・提供機能

市民公益活動を促進するための情報（イベントや団体情報など）、活動支援のための情報（助成金情報など）、協働の促進に関する情報（地域の情報など）など様々な情報を収集・提供する機能。

< 事業例 >

- 市広報紙への市民公益活動情報の掲載
- 一般市民向け、団体向け情報誌の発行
- ホームページの立ち上げ・運営
- 情報バンク、人材バンクの整備
- テーマ型組織、地域型組織別活動事例集の作成
- テーマ型組織と地域型組織の情報交換の場づくり

人材育成機能

市民公益活動団体自身が力をつけ、さらに活発に活動できるような取り組みや、市民公益活動の活性化や協働促進につながる人材の育成を行う機能。

個人に向けた市民公益活動への参加促進を行う機能。

< 事業例 >

- 各種（組織運営、入門）講座、講演会の開催
- 体験学習などの活動への参加促進事業の実施

相談・助言機能

市民公益活動を実施するうえでの各種課題に対する相談・助言を行う機能。

これから活動を始めたいという人に対して相談・助言を行う機能。

< 事業例 >

- 専門家による相談（会計、労務など）
- センタースタッフによる相談コーナーの常設

立ち上げ支援機能

市民公益活動団体の立ち上げのため、場所の提供などの支援を行う機能。

< 事業例 >

- 補助金などについての情報提供と申請支援
- 貸事務所スペースやメールボックスの提供

コーディネート機能

ボランティアをする人としてほしい人とをつないだり、目的が同じ団体同士や様々な主体をつないだりして、より効果的に市民公益活動が展開されるよう支援や協働を促進する機能。

< 事業例 >

ボランティアの需給調整

市民・事業者・行政のコーディネート事業

ネットワーク支援機能

テーマ型組織同士、地域型組織同士をはじめ、様々な組織間のネットワークを促進し、より効果的に市民公益活動が展開されるよう支援する機能。

< 事業例 >

啓発・交流促進イベントの開催

交流会（テーマ型・地域型同士、テーマ型・地域型相互）の開催

ラウンドテーブルの開催

調査・研究機能

先進事例の調査や団体・企業などの市民公益活動に関する実態を調査・分析し、必要な支援策や新たな事業などを開発、提供していく機能。

< 事業例 >

先進事例の調査

様々な主体のニーズ調査

条例の検討など支援・協働促進に関する提案

評価機能

市民公益活動の支援や協働促進に関する施策などを評価する機能。

< 事業例 >

市民公益活動支援及び協働促進に関する施策評価

センターの運営に関する評価

団体が行う事業や組織運営に対する評価

6 . センターの管理運営について

(1) 開館時間・休館日

開館時間：9時～21時（平日、土日祝とも）

休館日：毎週火曜日及び年末年始（12月30日～1月4日）

- ・利用状況やニーズなどに応じて、開館時間・休館日を見直す必要があると考えます。

(2) 運営体制

運営形態

民営（指定管理者制度）

- ・運営については、ソフト面の運用や市民サービスの向上の観点から考慮すると、民営で担っていく必要があると考えます。
- ・また、比較的、安定した収入があり、公平性・中立性・信頼性を保ちやすい指定管理者制度での運営が必要と考えます。

運営主体

河内長野市内で活動する市民公益活動団体

- ・条例上求められる条件＜次ページ参照＞に併せ、特に、センターの目的や役割を理解し、使命感を持った主体による運営が望まれます。
- ・また、河内長野市民のために使命と責任を持ち、より市内の市民公益活動の状況を知っているという理由から、河内長野市内で活動する市民公益活動団体がセンターを担っていく必要があると考えます。
- ・センターの運営を市民自身が担っていくためには、そのためのリーダー的な人材を多く輩出していく必要があります。
- ・なお、センターを運営する主体には、個人情報の保護など、情報に関する危機管理体制の整備が必要となります。

<参考> 条例上求められる指定管理者の条件

- ・その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ・その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ・その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

運営主体の選定方法

公募

- ・参入機会の拡充や透明性・公平性の確保の観点からも、指定管理者制度にもとづく公募による選定が必要だと考えます。

センターの評価のしくみ

様々な角度から評価を行っていくことが必要

- ・評価基準をはっきりさせて評価を行うことが必要だと考えます。
- ・また、透明性・公平性を重視し、偏った評価を行わないような配慮が必要です。
- ・センターの利用者による受益者評価、行政をはじめとする支援者による評価、学識経験者などによる第三者評価、センターの運営主体による自己評価など、様々な角度から評価を行っていく必要があります。

資料

1. 市民公益活動の拠点に関するアンケート結果について

多くの人の意見を反映し、より使いやすい施設とするため、市内ボランティア団体などに現在の事務所や会合場所、またセンターに期待することなどについてのアンケートを実施した。

・アンケート対象団体（138団体）

ボランティア・市民活動紹介冊子掲載団体
 冊子掲載外市内NPO法人
 小学校区連合自治会
 地区福祉委員会
 その他市役所関係団体

・アンケート実施期間

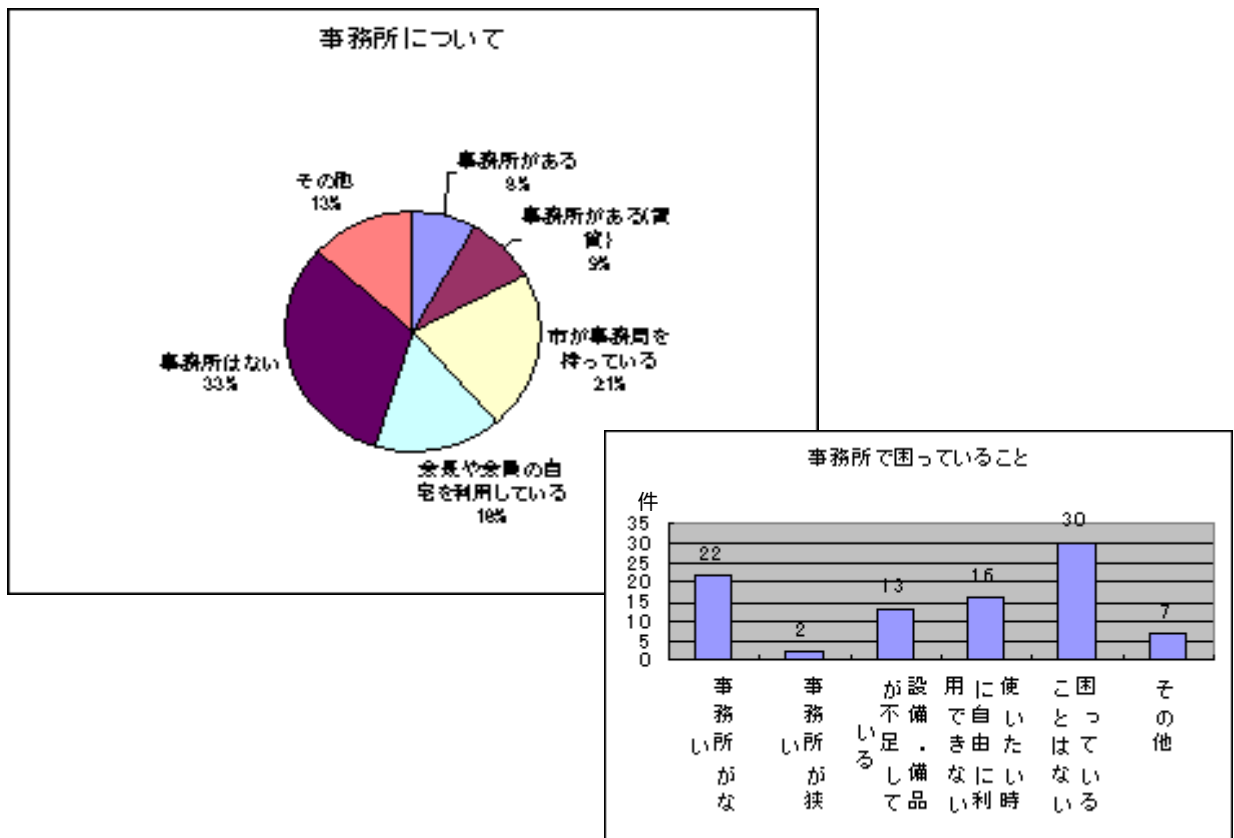
平成18年8月15日から平成18年8月31日まで

・回答数

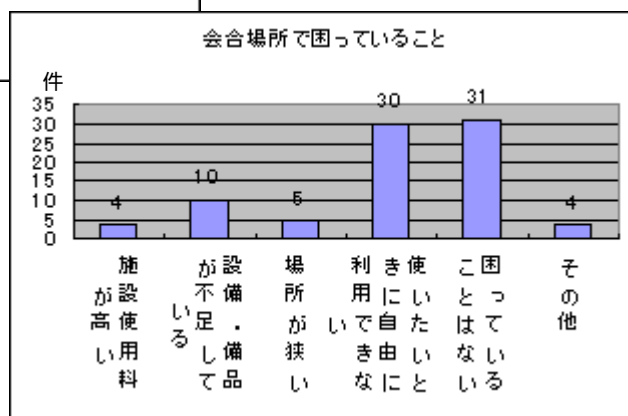
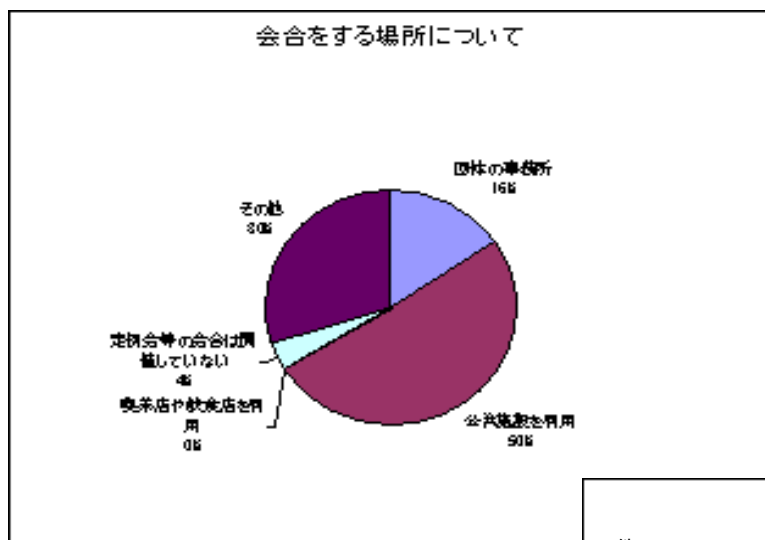
77 / 138（55.8%）

・アンケート集計

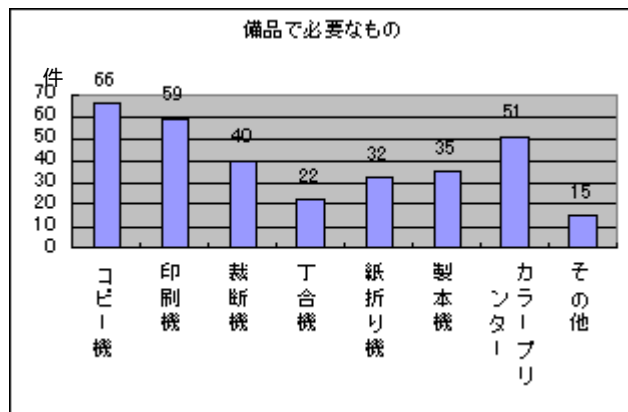
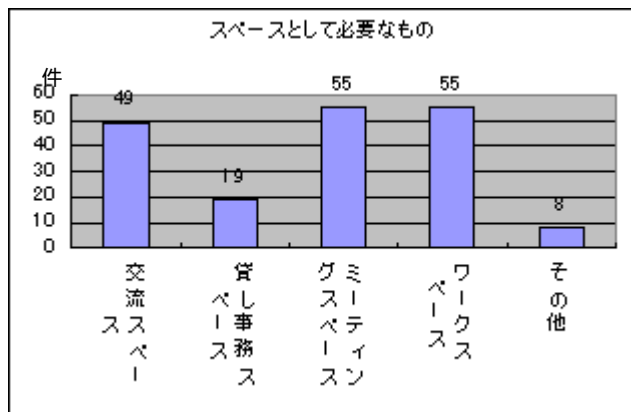
<事務所について>



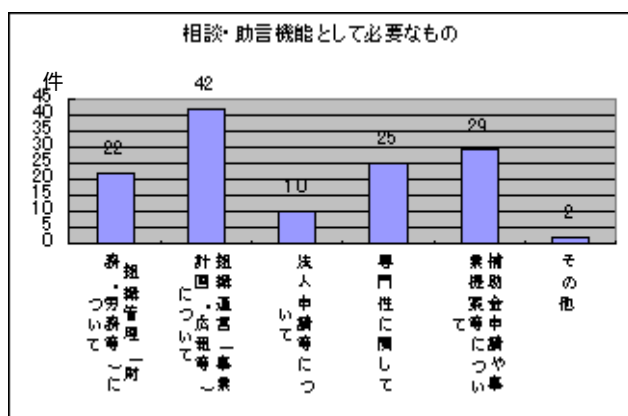
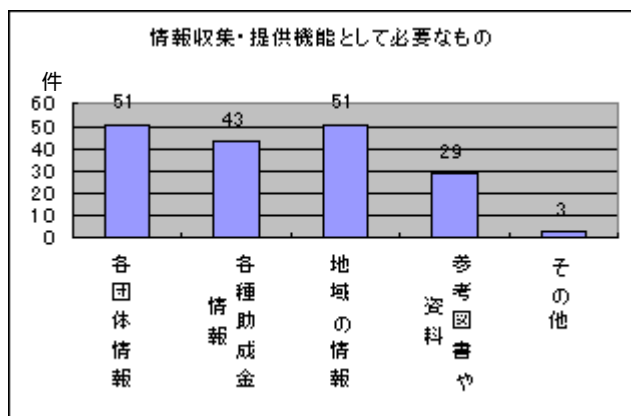
< 会場場所について >

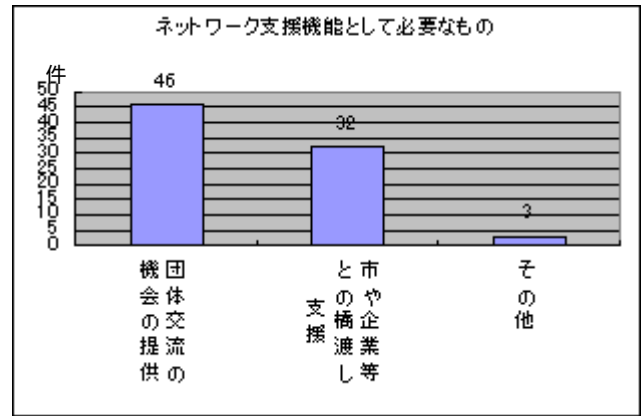
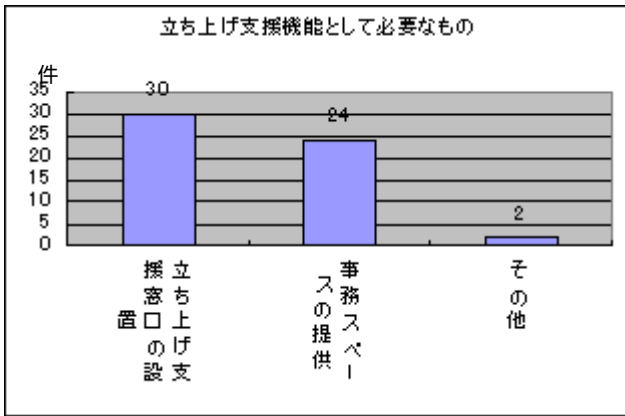
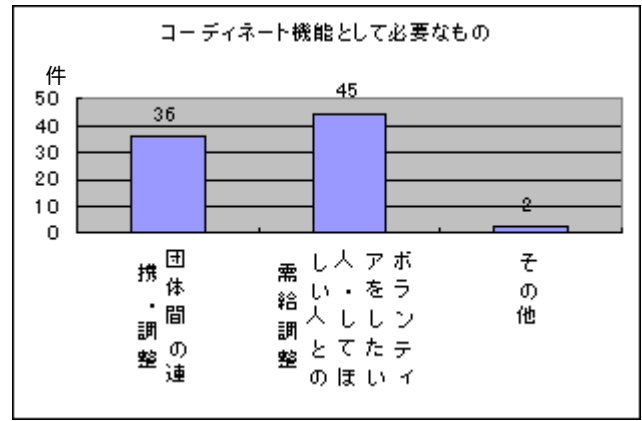
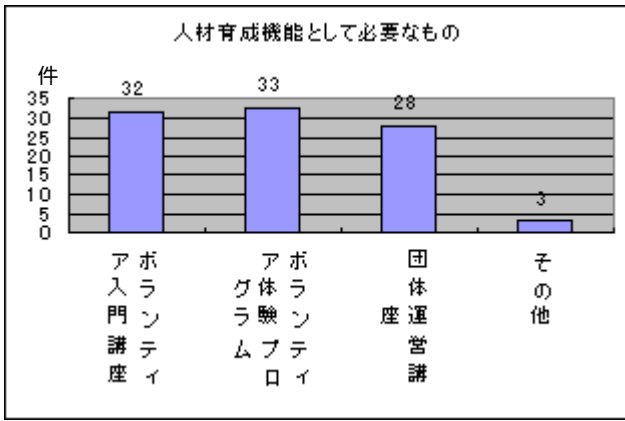


< ハード面について >

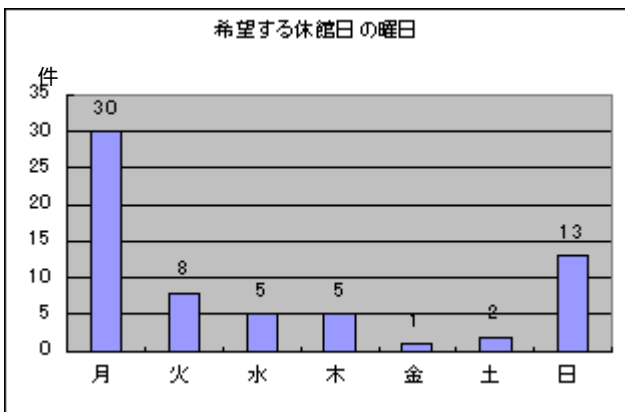
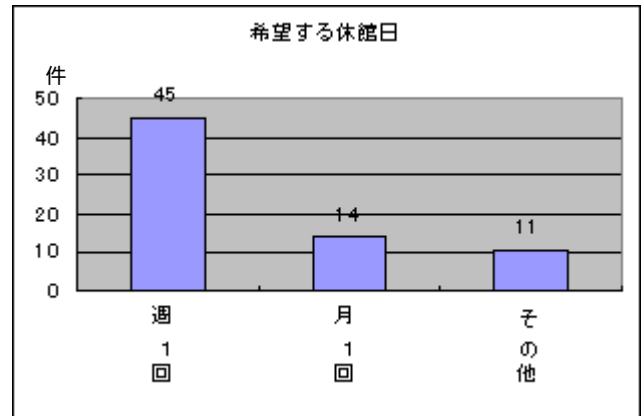
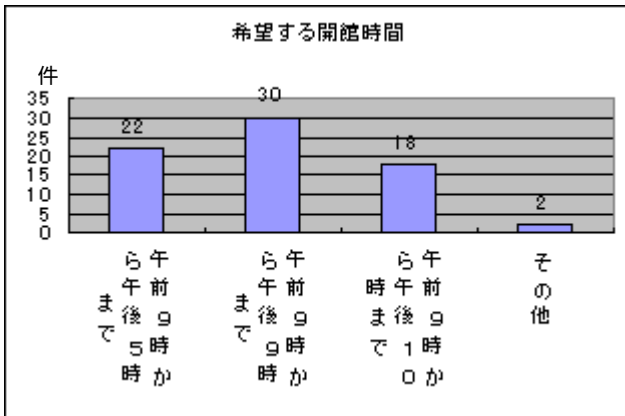


< ソフト面について >





< 開館時間・休館日について >



2. センター検討に至るまでの経過

平成10年 8月	「河内長野ボランティア活動推進懇談会」が発足。
平成11年10月	ボランティア活動支援の考え方や具体的な方策をまとめた「市民のボランティア活動支援のための提言」を策定。
平成12年 6月	この提言の方策を実践していくために、同懇談会の一部メンバーを中心に、市内ボランティア団体や公募市民によって、「かわちながのボランティア活動推進委員会」を行政との協働により設立。
平成12年～現在	市委託事業である「ボランティア活動啓発交流促進事業」を同委員会に委託を行っており、現在、「情報提供」「学習機会提供」「交流促進」「相談・コーディネート」の各部会に分かれ、これまでの事業で積み重ねたノウハウやネットワークを活かしながら事業を展開。
<p>前回の提言策定以降、社会状況の急速な変化に伴い、市民ニーズが多様化・高度化しており、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。また、地方分権の進展によって、行政は市民と一緒にまちづくりを行っていくことが求められているとともに、ボランティア活動などに生きがいを見いだす市民も増えてきています。</p> <p>これらの状況を見据え、自治会など地域型組織をも含めたさらなる市民公益活動の活性化を図りながら、様々な課題に行政だけでなく市民も含め、みんなで解決を図っていく「協働によるまちづくり」を積極的に進めていく必要があります。</p>	
平成16年 6月	前回の提言をもとに、地域の活動なども含めた市民公益活動の支援及び協働の促進について、その考え方や方策などを検討していくために、「河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会」を設置。
平成16年 6月～	上記懇談会を中心に、庁内組織である「河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会及び研究会」や、庁外組織であり、これまで支援策を展開してきた「かわちながのボランティア活動推進委員会」をはじめ、フォーラムや意見交換会などを通して、広く市民の参加を求めながら、市民公益活動の支援及び協働促進についての考え方や方策などについて討議を重ねる。また、平成18年5月に提言の中間案について、広く市民の意見を募集し、懇談会で検討のうえ、必要な部分について提言に反映。
平成18年 6月	提言策定に先駆け、提言項目として確実視されている拠点の整備について、その施設の機能や設備、管理運営などの具体的な検討を行うために、「(仮称)市民公益活動支援センター検討委員会」を発足。
平成18年 7月	河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会が「市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」を策定。

<市民公益活動支援及び協働促進に関する提言から抜粋・修正>

3. 検討委員会での検討の経過

	開催日時	内 容
1	平成18年6月30日 午前10時～正午	1. 検討委員会の公開について 2. 市民公益活動支援及び協働促進に関する提言について 3. センター整備に関する意見交換 4. ニーズの把握について 5. 現地見学について
2	平成18年7月19日 午前10時～正午	1. ニーズ把握について 2. センター整備に関する意見交換について 3. その他
3	平成18年8月10日 午前9時30分～正午	1. 市民公益活動に関するアンケート調査について 2. センター整備に関して（主にハード面） 3. その他
4	平成18年8月24日 午前9時30分～正午	1. センターのハード面の検討 2. その他
5	平成18年9月13日 午前9時30分～正午	1. アンケートの集計結果について 2. センターのハード面の検討 3. 施設名称、管理面の検討 4. その他
6	平成18年10月3日 午前9時30分～正午	1. 各スペースの使い方について 2. 開館時間・休館日について 3. 施設の名称について 4. ソフト面について
7	平成18年10月20日 午前9時30分～正午	1. 開館時間・休館日について 2. 施設の名称について 3. ソフト面について
8	平成18年11月14日 午前9時30分～正午	1. ソフト面について 2. 運営体制について
9	平成18年11月29日 午前9時30分～正午	1. ソフト面について 2. 運営体制について 3. その他項目の検討について
10	平成18年12月6日 午前9時30分～正午	1. その他項目の検討について 2. 提言の文章化について
11	平成18年12月25日 午前9時30分～正午	1. その他項目の検討について 2. 提言の文章化について 3. 提言の提出について

4. 検討委員会の概要

(仮称)市民公益活動支援センターの整備について、より利用しやすい施設づくりをしていくため、施設の機能や設備、管理運営などについて市民が自ら検討し、提言を策定するために設置した組織。

検討内容

- ・ センターのソフト面(機能や事業内容)に関すること
- ・ センターのハード面(施設の設備など)に関すること
- ・ センターの管理運営に関すること
- ・ その他、センターの設置に関し必要な事項

組織について

- ・ 公募市民43名とアドバイザー1名の計44名で組織。

5. 検討委員会名簿(敬称略)

<公募市民>

- ・ 委員長：西村 道夫
- ・ 副委員長：川口 純子、宝楽 陸寛
- ・ 委員：

安藤 栄子	飯阪 保	上奥 雅勇	植下 五郎
鵜飼 武	浦田 真樹	大崎 知恵子	太田 和
大野 正彦	奥野 京子	川北 良子	河端 訓史
岸本 美奈子	木之下 純子	斉藤 光子	芝田 昭典
高橋 正治	常石 宜子	坪井 節子	峠 春海
塔本 勝	長澤 多加世	中島 まろみ	中田 壽子
長谷川 タツ子	林 美智子	林 玲子	福井 絹子
福永 佐智子	松本 幸久	南 直樹	宮田 信直
向井 寛司	向井 満子	村上 嘉寿美	森 均
森 良子	安本 修	山田 淳子	吉野 美津子

<アドバイザー>

近畿大学理工学部教授 久 隆浩